

平成 24 年 12 月 27 日 制定（国空航第 749 号、国空機第 1055 号）

平成 29 年 2 月 14 日 一部改正（国空航第 9564 号、国空機第 8442 号）

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正（国空航第 3099 号、国空機第 1186 号）

サー・キュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：離着陸時等の安全バンドの装着及びチャイルドシートの使用に関する要件等について

「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（平成元年 12 月 1 日、空航第 769 号、空検第 928 号）が適用となる航空機を運航する本邦航空運送事業者における、離着陸時等の安全バンドの装着及びチャイルドシート（背もたれ、座面がないものを含む。以下同じ。）の使用に関する要件等を以下に定める。

1. 航空運送事業者は、客室乗務員が安全に関する業務を実施する場合（飛行機の地上移動（トeing 及びプッシュバックを含む。以下同じ。）の間に限る。）、搭乗者が救急処置を行う場合等正当な理由がある場合を除き、飛行機の地上移動、離陸及び着陸の間、搭乗している各人が、承認された座席又は寝台を占め、その人を適切に保持するための安全バンドを装着するようになければならない。また、安全バンド（シートベルト）着用サイン点灯時、旅客が安全バンドを装着するようになければならない。ただし、1-1 及び 1-2 に掲げる場合はその限りではない。また、1 本の座席の安全バンドを 2 才以上（国内線については 3 才以上）の者が 2 人以上で使用しないようにしなければならない。

1-1 2 才未満（国内線については 3 才未満。）の幼児について、座席又は寝台を占めている大人に抱かれている場合

1-2 親、保護者又は飛行中の子供の安全を確保するために親若しくは保護者に指名された同伴者（以下、「親等」という。）に付き添われた子供について、我が国（JIS・装置型式指定基準）若しくは欧米（ECE・FMVSS）の自動車基準を満足するチャイルドシート又は TS0-C100b（その後の改定版を含む。以下同じ。）の承認若しくは仕様承認を受けているチャイルドシートであって、当該航空機の座席に取り付けられるものを使用している場合。ただし、ブースター式、ベスト式、ハーネス式及び膝固定式のチャイルドシートについては、TS0-C100b の承認又は仕様承認を受けているものを除き使用してはならない。

2. チャイルドシートを使用する場合、航空運送事業者は以下の要件を満たさなければならない。

2-1 航空運送事業者は、以下の内容を確認すること。

- (a) チャイルドシートが、承認された前向き座席又は寝台に適切に固定されていること。
- (b) 子供がチャイルドシートの中で適切に固定されている状態であり、チャイルドシートの許容重量を超えていないこと。
- (c) チャイルドシートに、1-2で使用が認められているチャイルドシートであることを示す適切なラベル又はマークが貼付されていること。

2-2 チャイルドシートを取り付ける座席の位置について、航空運送事業者は、安全運航のため、チャイルドシートに最も適切な乗客用座席位置を決めなければならない。

チャイルドシートは、非常用出口と同じ列及び非常脱出手順に影響を及ぼすその前後の列の座席に使用すべきではない。また、窓側の座席が望ましいが、いかなる乗客（親等を含む）に対しても航空機からの脱出に使用する通路に出ていくことを妨げない場合には、その他の座席で使用してもよい。

また、チャイルドシートを使用する座席のすぐ近くの座席に、親等を配置すること。

2-3 親等が、チャイルドシートを使用する2人以上の子供と一緒に搭乗する場合又は2人以上の子供と一緒に搭乗し、そのうちの1人がチャイルドシートを使用する場合、当該装置の取り付け位置について適切に決定されなければならない。以下に示す条件を満足する場合においては、チャイルドシートは窓側の座席以外の座席に取り付けることも可能である。

- a いかなる乗客（親等を含む）に対しても、航空機からの脱出に使用する通路に出てくることを妨げないように配置すること。
- b 緊急脱出が必要な際、親等がチャイルドシートから子供を連れ出せるところに位置し、子供と共に脱出可能となるように配置すること。

2-4 航空運送事業者は、チャイルドシートの使用について、以下の事項を実施すること。

- a 航空運送事業者の教育項目及び運航規程（附属書を含む。）に、チャイルドシートに関する情報、方針及び手順が定められていること。
- b チャイルドシートは、常時、通常の座席に保持されているか、又は、使用しない場合において適切に手荷物として収納されていること。
- c 他の乗客が安全バンドを装着することを要求される場合において、チャイルドシートを使用する際は、子供はチャイルドシートの中で適切に保持されていること。
- d 緊急脱出の際には、チャイルドシートを座席に取り付けたままで、子供だけを航空機から連れ出すよう指示すること。

附則（平成24年12月27日）

1. 本サーキュラーは、平成25年3月1日から適用する。
2. 「航空旅客のシートベルト常時着用の促進について」（平成12年3月29日、空航第292号、空機第350号）は、引き続き有効である。ただし、「本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される大型飛行機に係る装備等の要件」（平成元年12月1日、空航第769号、空検第928号）が適用となる航空機を運航する本邦航空運送事業者における

チャイルドシートの使用については、「航空旅客のシートベルト常時着用の促進について」にかかわらず、本サーキュラーによるものとする。

附則（平成 29 年 2 月 14 日）

1. 本サーキュラーは、平成 29 年 3 月 14 日から適用する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。